

令和7年2月定例会

議 案 参 考 資 料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第 6 号)

第3期久喜市教育振興基本計画 令和7(2025)年度 実施計画(案)〔修正等箇所新旧対照表〕	1
---	---

(議案第 7 号)

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う新旧対 照表	2
久喜市立小・中学校管理規則の一部改正に伴う新旧対照表	3
久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正に伴 う新旧対照表(令和7年5月1日施行)	6
久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正に伴 う新旧対照表(令和8年4月1日施行)	7
久喜市就学援助規則の一部改正に伴う新旧対照表	12
久喜市生徒指導推進委員会規則の一部改正に伴う新旧対照 表	13
久喜市立小学校安全監視員規則の一部改正に伴う新旧対照 表	14
久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正に 伴う新旧対照表	15
久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部改正に伴う 新旧対照表	16
久喜市生涯学習推進会議規則の一部改正に伴う新旧対照表	17
久喜市立小・中学校教室の開放に関する規則の一部改正に 伴う新旧対照表	18
久喜市通級による指導規則の一部改正に伴う新旧対照表	20
久喜市日本語指導員規則の一部改正に伴う新旧対照表	22
久喜市教育活動指導員・支援員・看護支援員規則の一部改 正に伴う新旧対照表	23
久喜市教育相談員規則の一部改正に伴う新旧対照表	25
久喜市外国語指導助手及び主任外国語指導助手就業規則の 一部改正に伴う新旧対照表	26
久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則 の一部改正に伴う新旧対照表	27
久喜市特別支援教育指導員規則の一部改正に伴う新旧対照 表	28

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則 の一部改正に伴う新旧対照表	2 9
久喜市心理専門員規則の一部改正に伴う新旧対照表	3 0
久喜市スクールソーシャルワーカー規則の一部改正に伴う 新旧対照表	3 1
久喜市部活動指導員規則の一部改正に伴う新旧対照表	3 2
久喜市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の 一部改正に伴う新旧対照表	3 3
久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表	3 5
久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規 則の一部改正に伴う新旧対照表	3 6
久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部改正に伴 う新旧対照表	3 7
久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部改正に伴 う新旧対照表	3 8
久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正に伴う 新旧対照表	3 9
久喜市教育支援センターに関する規則の一部改正に伴う新 旧対照表	4 0

(議案第 8 号)

久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正に伴う 新旧対照表	4 1
-------------------------------------	-----

(議案第 9 号)

久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部改正に伴 う新旧対照表	4 2
--------------------------------------	-----

(議案第 10 号)

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部改正に伴う新旧対 照表（公布の日施行）	4 3
久喜市立小・中学校職員服務規程の一部改正に伴う新旧対 照表（令和 8 年 4 月 1 日施行）	4 4
久喜市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメント防 止等に関する規程の一部改正に伴う新旧対照表	4 5
久喜市立学校備品管理規程の一部改正に伴う新旧対照表	4 6
久喜市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止 等に関する規程の一部改正に伴う新旧対照表	4 7

久喜市任期付市費負担教職員服務規程の一部改正に伴う新 旧対照表（公布の日施行）	4 8
久喜市任期付市費負担教職員服務規程の一部改正に伴う新 旧対照表（令和 8 年 4 月 1 日施行）	4 9
久喜市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に 関するハラスメントの防止等に関する規程の一部改正に伴 う新旧対照表	5 0
久喜市共同学校事務室運営規程の一部改正に伴う新旧対照 表（令和 7 年 5 月 1 日施行）	5 1
久喜市共同学校事務室運営規程の一部改正に伴う新旧対照 表（令和 8 年 4 月 1 日施行）	5 2
久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程の一 部改正に伴う新旧対照表	5 4

（議案第 1 2 号）

久喜市立学校評議員要綱の一部改正に伴う新旧対照表	5 5
久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に關す る取扱要綱の一部改正に伴う新旧対照表	5 6
久喜市障がい児通学費補助金交付要綱の一部改正に伴う新 旧対照表	5 9
久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱の一 部改正に伴う新旧対照表	6 1
久喜市立学校動物飼育の管理に関する要綱の一部改正に伴 う新旧対照表	6 2
久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱の 一部改正に伴う新旧対照表	6 3
久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項の一部改正 に伴う新旧対照表	6 9
久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正に伴う 新旧対照表	7 0
久喜市生涯学習人材バンク要綱の一部改正に伴う新旧対照 表	7 1
久喜市地域ボランティア手帳事業実施要綱の一部改正に伴 う新旧対照表	7 3
久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部改正に伴 う新旧対照表	7 5
久喜市教育委員会研究委嘱事業要綱の一部改正に伴う新旧 対照表	7 6

久喜市教育研究会助成金交付要綱の一部改正に伴う新旧対 照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 7
久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対 応要領の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・	7 8
久喜市学校給食費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対 照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部改正に伴う新 旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設 置要綱の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・	8 1
久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交 付要綱の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・	8 2
久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する 要綱の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・	8 3
久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正に伴う 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8

第3期久喜市教育振興基本計画 令和7(2025)年度実施計画(案)

〔修正等箇所新旧対照表〕

No.	基本 目標	施策 連番	新（議案）		旧（協議素案）	
			連番	修正後	連番	修正前
1	—	—	—	取組みの『見える化』について、全国学力・学習状況調査から調査項目がなくなることにより、実績値を算出することができなくなった項目については、本実施計画における記載を省略した旨を記載（最終ページに集約）	—	—
2	2	2	70	●取組み 久喜市小学生イングリッシュキャンプの実施 ●取組みの概要 コミュニケーション能力の育成のため、小学6年生を対象に、英語学習活動を実施します。（参加予定人数 60人）	70	●取組み 久喜市小学生イングリッシュキャンプの実施 ●取組みの概要 コミュニケーション能力の育成のため、小学6年生を対象に、英語学習活動を実施します。（参加予定人数 70人）
3	2	6	145	●取組み 学校の統合等の検討に関する説明会の開催 ●取組みの概要 学校の統合等の検討を進めるため、必要に応じ、保護者や地域住民を対象とした説明会を開催します。	145	●取組み 学校の統合等の検討に関する説明会の開催 ●取組みの概要 学校の統合等の検討を進めるため、保護者や地域住民を対象とした説明会を開催します。
4	3	1	192	●取組み 放課後児童対策パッケージに基づく取組みの推進 ●取組みの概要 放課後児童クラブを担当することも未来部と連携し、国の「放課後児童対策パッケージ2025」に基づく取組みを推進します。（運営委員会定例会4回開催予定）	192	●取組み 放課後児童対策パッケージに基づく取組の推進 ●取組みの概要 放課後児童クラブを担当することも未来部と連携し、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組みを推進します。（運営委員会定例会4回開催予定）
5	3	2	202～ 206	●取組み 美術展（絵画等・書・写真）の実施 市民芸術祭の実施 吹奏楽フェスティバルの実施 街かどコンサートの実施 情報発信の充実 ●予算書上の事業名 文化振興事業	202～ 206	●取組み 美術展（絵画等・書・写真）の実施 市民芸術祭の実施 吹奏楽フェスティバルの実施 街かどコンサートの実施 情報発信の充実 ●予算書上の事業名 文化振興事業 会計年度任用職員給与費（社会教育指導員）
6	3	3	208	●取組み 指定文化財の管理等に関する補助等 ●取組みの概要 市内にある指定文化財の所有者又は管理者の管理等を支援するため、補助金又は交付金を交付します。	208	●取組み 指定文化財の管理等に関する補助等 ●取組みの概要 市内にある指定文化財の所有者又は管理者の管理等を支援するため、補助金又は交付金を交付します。
7	3	3	209	●取組み 郷土伝統芸能の伝承活動支援 ●取組みの概要 郷土伝統芸能の後継者育成を支援するため、伝承活動を行う団体に指導者謝金を交付します。	209	●取組み 郷土伝統芸能の伝承活動支援 ●取組みの概要 郷土伝統芸能の後継者育成を支援するため、伝承活動を行う団体に指導者謝金を交付します。（謝金対象 18団体予定）
8	3	3	213	●取組み 市指定文化財「吉田家水塚」の公開 ●取組みの概要 市指定文化財「吉田家水塚」の役割等を周知するため、同文化財を適切に運営します。（日曜日公開）	209	●取組み 市指定文化財「吉田家水塚」の公開 ●取組みの概要 市指定文化財「吉田家水塚」の役割等を周知するため、同文化財を適切に運営します。（51日公開予定）

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（分掌事務） 第4条 前条に規定する事務局の組織の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課 略 学校施設課 (1)～(7) 略 (8) 小学校、中学校及び義務教育学校の適正規模・適正配置に関する こと。 (9) 略 学校給食課～文化振興課 略	（分掌事務） 第4条 前条に規定する事務局の組織の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課 略 学校施設課 (1)～(7) 略 (8) 小・中学校 の適正規模・適正配置に関する こと。 (9) 略 学校給食課～文化振興課 略

久喜市立小・中学校管理規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第33条の規定に基づき、久喜市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項について定めるものとする。 (教育課程の編成及び届出) 第4条 略 2 校長は、その年度において実施すべき教育課程について、次に掲げるものを4月末日までに教育委員会に届け出るものとする。 (1)・(2) 略 (3) 各教科、道徳、外国語活動(<u>小学校及び義務教育学校(前期課程に限る。)</u>)、総合的な学習の時間特別活動についての指導方針及び年間指導計画 3 略 (進路指導主事) 第23条 <u>中学校及び義務教育学校(後期課程に限る。)</u>に、進路指導主事を置く。ただし、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。	<u>久喜市立小・中学校管理規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第33条の規定に基づき、久喜市立<u>小学校及び中学校</u>(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項について定めるものとする。 (教育課程の編成及び届出) 第4条 略 2 校長は、その年度において実施すべき教育課程について、次に掲げるものを4月末日までに教育委員会に届け出るものとする。 (1)・(2) 略 (3) 各教科、道徳、外国語活動(<u>小学校</u>_____)、総合的な学習の時間特別活動についての指導方針及び年間指導計画 3 略 (進路指導主事) 第23条 <u>中学校</u>_____<u>に、進路指導主事</u>を置く。ただし、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。

2 略	2 略
-----	-----

久喜市立小・中学校通学区に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表（令和7年5月1日施行）

一部を改正する規則（案）		現行規則（旧）	
附 則 別表第1（第2条関係）	学校名	学校名	通学区
	略	略	略
	略	略	略
	久喜市立桜田小学校	久喜市立桜田小学校	略
	久喜市立砂原小学校	久喜市立砂原小学校	上内478番地
附 則 別表第1（第2条関係）	葛梅・上内及び鷺宮の各一部（鷺宮小学校及び の通学区を除く。）、鷺宮中央1 丁目、鷺宮中央2丁目、鷺宮1丁目、鷺宮2丁目、 鷺宮3丁目、鷺宮4丁目、鷺宮5丁目、鷺宮6丁 目の一部、砂原1丁目	葛梅・上内及び鷺宮の各一部（鷺宮小学校及び 上内小学校の通学区を除く。）、鷺宮中央1 丁目、鷺宮中央2丁目、鷺宮1丁目、鷺宮2丁目、 鷺宮3丁目、鷺宮4丁目、鷺宮5丁目、鷺宮6丁 目の一部、砂原1丁目	略
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略

附 則

(通学区に関する特例措置)

4 当分の間、別表第1に定める学区のうち、上内小学校の学区に住所を有する児童については、同表の規定にかかわらず、鷺宮小学校に通学するものとする。

別表第1（第2条関係）

地 区	学校名	通学区
略	略	略
鷺	略	略
宮	久喜市立桜田小学校	略
地	久喜市立上内小学校	上内478番地
区	久喜市立砂原小学校	葛梅・上内及び鷺宮の各一部（鷺宮小学校及び上内小学校の通学区を除く。）、鷺宮中央1丁目、鷺宮中央2丁目、鷺宮1丁目、鷺宮2丁目、鷺宮3丁目、鷺宮4丁目、鷺宮5丁目、鷺宮6丁目の一部、砂原1丁目
略	略	略

別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
地区	学校名	通学区域	地区	学校名	通学区域
略	略	略	略	略	略
鷺宮	略	略	略	略	略
宮地区	久喜市立鷺宮西中学校	鷺宮小学校_____の通学区域	宮地区	久喜市立鷺宮西中学校	鷺宮小学校及び上内小学校の通学区域

久喜市立小・中学校通学区区域に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表（令和8年4月1日施行）

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区区域に関する規則</u> <u>（趣旨）</u> 第1条 久喜市立小学校（以下「小学校」という。）、<u>久喜市立中学校（以下「中学校」という。）及び久喜市立義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）の通学区区域（以下「学区」という。）</u>については、この規則の定めるところによる。 <u>（義務教育学校の学区）</u> 第4条 義務教育学校の学区は、別表第3のとおりとする。	<u>久喜市立小・中学校通学区区域に関する規則</u> <u>（趣旨）</u> 第1条 久喜市立小学校（以下「小学校」という。）<u>及び久喜市立中学校（以下「中学校」という。）</u>の<u>通学区区域（以下「学区」という。）</u>については、この規則の定めるところによる。
<u>（許可の特例）</u> 第5条 久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者からの願い出により前3条に規定する就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校（以下この条において「学校」という。）に就学することが、心身の故障その他の事情により著しく困難と認められる者については、その就学すべき学校の属する別表第1の地区の欄、別表第2の地区の欄又は別表第3の地区の欄と同一の地区において、その就学すべき学校以外の学校に就学することを許可することができる。 2 前項の場合において、就学すべき学校以外の学校又はに就学することができるときは、別表第4のとおりとする。	<u>（許可の特例）</u> 第4条 久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者からの願い出により前2条に規定する就学すべき小学校又は中学校に就学することが、心身の故障その他の事情により著しく困難と認められる者については、その就学すべき小学校又は中学校の属する別表第1の地区の欄又は別表第2の地区の欄と同一の地区において、その就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学することを許可することができる。 2 前項の場合において、就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学することができるときは、別表第3のとおりとする。

略	略	略
鷺	略	略
宮	久喜市立鷺宮東中学校	略
地		
区		

別表第3(第3条関係)

地	学校名	通学区域
鷺	鷺宮西小中学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部(砂原小学校の通学区域を除く。)、栄1丁目、葛梅1丁目、葛梅2丁目、葛梅3丁目
宮		
地		
区		

別表第4(第5条関係)

理由区分			許可基準	許可期限	確認又は添付書類
1	転居・校	小1～4学年	(1) 4月1日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 学期末又は学年末まで	転出証明書又は住民票
		5～6年		(1) 卒業まで	
	転出の場合	中全学年	(1) 4月1日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 卒業まで	

略	略	略
鷺	略	略
宮	久喜市立鷺宮東中学校	略
地	久喜市立鷺宮西中学校	鷺宮小学校及び上内小学校の通学区域
区		

別表第3(第4条関係)

理由区分			許可基準	許可期限	確認又は添付書類
1	転居・校	小1～4学年	(1) 4月1日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 学期末又は学年末まで	転出証明書又は住民票
		5～6年		(1) 卒業まで	
	転出の場合	中全学年	(1) 4月1日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 卒業まで	

[illegible]

久喜市就学援助規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（趣旨） 第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な学齢児童、学齢生徒(法第18条に規定する者をいう。以下それぞれ「児童」又は「生徒」という。)又は入学予定者(久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の次年度の入学予定者で久喜市に住所を有する者をいう。以下同じ。)の保護者(法第17条第1項又は第2項に規定する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内で必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことに關し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な学齢児童、学齢生徒(法第18条に規定する者をいう。以下それぞれ「児童」又は「生徒」という。)又は入学予定者(久喜市立小中学校 <u> </u>の次年度の入学予定者で久喜市に住所を有する者をいう。以下同じ。)の保護者(法第17条第1項又は第2項に規定する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内で必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

久喜市生徒指導推進委員会規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<u>（組織）</u> 第3条 生徒指導推進委員は、次に掲げる者のうちから久喜市教育委員会 が委嘱する。 (1) 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（次号及び第4号にお いて「学校」という。）の生徒指導主任又はこれに代わる者 (2) 学校の校長の代表者 (3) 学識経験者 (4) 学校のPTAの代表者 （庶務） 第6条 生徒指導推進委員会の庶務は、教育部指導課において処理する。	<u>（組織）</u> 第3条 生徒指導推進委員は、次に掲げる者のうちから久喜市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)が委嘱する。 (1) 小、中、高校の生徒指導主任又はこれにかわる者 (2) 小、中、高校の校長の代表者 若干人 (3) 学識経験者 若干人 (4) 小、中、高校のPTA代表者 若干人 （庶務） 第6条 生徒指導推進委員会の庶務は、教育委員会指導課が担当する。

久喜市立小学校安全監視員規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（設置） 第1条 久喜市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下「市立小学校」という。）への不審者の侵入を警戒し、事故発生の際には迅速かつ適切な処置を行い、児童の安全を確保するため、久喜市立小学校安全監視員（以下「安全監視員」という。）を置くことができる。	（設置） 第1条 久喜市立小学校（以下「市立小学校」という。）への不審者の侵入を警戒し、事故発生の際には迅速かつ適切な処置を行い、児童の安全を確保するため、久喜市立小学校安全監視員（以下「安全監視員」という。）を置くことができる。

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（審査委員会の組織） 第17条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員長は教育長をもって充てゐる。 (1)～(6) 略 (7) 市内の中学校又は義務教育学校の校長の代表者	（審査委員会の組織） 第17条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員長は教育長をもって充てゐる。 (1)～(6) 略 (7) 市内の中学校長

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(学校給食の実施日) 第4条 校長は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項第1号において同じ。)<u>においては年間188日、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。次条第2項第1号において同じ。)</u>においては年間185日をそれぞれ基準として、学校給食の実施日を定めるものとする。	(学校給食の実施日) 第4条 校長は、小学校_____においては年間188日、中学校_____においては年間185日をそれぞれ基準として、学校給食の実施日を定めるものとする。

久喜市生涯学習推進会議規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）								
(委員) 第2条 条例第3条第2項各号に定める推進会議委員については、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。 <table border="1" data-bbox="520 1133 667 2000"> <tr> <td data-bbox="520 1749 616 2000">学識経験者</td><td data-bbox="520 1133 616 1749">久喜市内小・中・義務教育学校校長会</td></tr> <tr> <td data-bbox="616 1749 667 2000">略</td><td data-bbox="616 1133 667 1749">略</td></tr> </table> (庶務) 第3条 推進会議に関する庶務は、<u>教育部生涯学習課</u> において処理する。	学識経験者	久喜市内小・中・義務教育学校校長会	略	略	(委員) 第2条 条例第3条第2項各号に定める推進会議委員については、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。 <table border="1" data-bbox="520 241 667 1108"> <tr> <td data-bbox="520 853 616 1108">学識経験者</td><td data-bbox="520 241 616 853">久喜市内小・中学校校長会</td></tr> <tr> <td data-bbox="616 853 667 1108">略</td><td data-bbox="616 241 667 853">略</td></tr> </table> (庶務) 第3条 推進会議に関する庶務は、<u>教育委員会生涯学習課</u>において処理する。	学識経験者	久喜市内小・中学校校長会	略	略
学識経験者	久喜市内小・中・義務教育学校校長会								
略	略								
学識経験者	久喜市内小・中学校校長会								
略	略								

久喜市立小・中学校教室の開放に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放（以下「学校教室の開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則において、「学校教室の開放」とは、市民の文化活動及び生涯学習活動の充実を図るため、学校教育に支障のない範囲において、所管する小学校、中学校及び義務教育学校の施設を市民に開放し、その利用に供することをいう。 （開放教室の管理責任） 第4条 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第40条第1項の規定にかかわらず、開放校の校長は教育委員会が学校教室の開放を行うものと決定した時間内においては、当該開放教室についての管理上の責任を負わないものとする。 2・3 略	<u>久喜市立小・中学校教室の開放に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、久喜市立小・中学校 教室の開放（以下「学校教室の開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則において、「学校教室の開放」とは、市民の文化活動及び生涯学習活動の充実を図るため、学校教育に支障のない範囲において、所管の小学校及び中学校施設 を市民に開放し、その利用に供することをいう。 （開放教室の管理責任） 第4条 久喜市立小・中学校管理規則 （平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第40条第1項の規定にかかわらず、開放校の校長は教育委員会が学校教室の開放を行うものと決定した時間内においては、当該開放教室についての管理上の責任を負わないものとする。 2・3 略

様式第2号(第6条関係)

学校開放教室利用団体登録証

次の団体は、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則第6条第2項の規定に基づき学校開放教室利用団体であることを証明する。

年 月 日

久喜市教育委員会



登 録 番 号	No.		
利 用 施 設 名	学校		
団 体 名			
活 動 内 容			
団 体 代 表 者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先		
利 用 責 任 者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先		
有 効 期 限	年 月 日		
備 考			

様式第2号(第6条関係)

学校開放教室利用団体登録証

次の団体は、久喜市立小・中学校教室の開放に関する規則第6条第2項の規定に基づき学校開放教室利用団体であることを証明する。

年 月 日

久喜市教育委員会



登 録 番 号	No.		
利 用 施 設 名	学校		
団 体 名			
活 動 内 容			
団 体 代 表 者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先		
利 用 責 任 者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先		
有 効 期 限	年 月 日		
備 考			

久喜市通級による指導規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（趣旨） 第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び第141条の規定に基づき、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に在籍する児童生徒に対し、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>学校</u> <u>久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校</u>をいう。 (2) <u>児童生徒</u> <u>学校</u> に在籍する児童及び生徒をいう。 (3) <u>通級</u> <u>学校</u> の通常の学級に在籍する児童生徒を、その状態に応じて当該児童生徒が在籍する<u>学校</u> 又は他の<u>学校</u> に おいて行う特別の教育的支援をいう。 （通級指導教室の設置） 第3条 教育委員会は、通級を実施するため、<u>学校</u> に次に掲げる教室を設置する。 （通級指導校の通知等） 第4条 <u>学校の校長</u> は、児童生徒に通級による指導を受けさせる必要がある場合は、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に	（趣旨） 第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び第141条の規定に基づき、<u>小・中学校</u> に在籍する児童生徒に対し、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>小・中学校</u> <u>久喜市立の小学校及び中学校</u>をいう。 (2) <u>児童生徒</u> <u>小・中学校</u> に在籍する児童及び生徒をいう。 (3) <u>通級</u> <u>小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を、その状態に応じて当該児童生徒が在籍する小・中学校又は他の小・中学校</u>に おいて行う特別の教育的支援をいう。 （通級指導教室の設置） 第3条 教育委員会は、通級を実施するため、<u>小・中学校</u>に次に掲げる教室を設置する。 （通級指導校の通知等） 第4条 <u>小・中学校の校長</u>は、児童生徒に通級による指導を受けさせる必要がある場合は、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に

その旨を届け出るものとする。 2・3 略	その旨を届け出るものとする。 2・3 略
------------------------------------	------------------------------------

久喜市日本語指導員規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小学校、中学校及び義務教育学校の外国籍児童生徒</u>等に対する教育の充実を図るため設置する日本語指導員に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。</u> (2) <u>外国籍児童生徒等 学校</u> に在籍し、日本の国籍を有しない児童又は生徒その他の日本語の指導をする必要がある児童又は生徒をいう。 (業務) 第4条 指導員は、当該指導員が配置された<u>学校</u>（以下「配置校」という。）において、次の業務を行う。	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小・中学校</u> の外国籍児童生徒等に対する教育の充実を図るため設置する日本語指導員に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>小・中学校 久喜市立の小学校及び中学校をいう。</u> (2) <u>外国籍児童生徒等 小・中学校に在籍し、日本の国籍を有しない児童又は生徒その他の日本語の指導をする必要がある児童又は生徒をいう。</u> (業務) 第4条 指導員は、当該指導員が配置された<u>小・中学校</u>（以下「配置校」という。）において、次の業務を行う。

久喜市教育活動指導員・支援員・看護支援員規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に在籍する要支援児童生徒(以下「児童生徒」という。))に対し適切な指導及び必要な支援を行うため配置する教育活動指導員(以下「指導員」という。)、教育活動支援員(以下「支援員」という。))及び医療的な支援が必要な児童生徒への支援を行うため配置する教育活動看護支援員(以下「看護支援員」という。))に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>学校</u> 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。 (2) 要支援児童生徒 <u>学校</u> に在籍し、学習又は社会生活に支障を来し特別な教育的支援を必要とする児童又は生徒をいう。 (3) 医療的な支援 たんの吸引、経管栄養、導尿ほか、看護師等が<u>学校</u>において児童生徒に医療行為を行うことに支障がないと当該児童生徒の主治医が認めた医療行為をいう。 (配置) 第3条 久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。))は、要支援児童生徒に生活支援等の必要があると認めるときは、<u>学校</u>に指導員及び支援員を、要支援児童生徒に医療的な支援の必要があると認める	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小・中学校</u>に在籍する要支援児童生徒(以下「児童生徒」という。))に対し適切な指導及び必要な支援を行うため配置する教育活動指導員(以下「指導員」という。)、教育活動支援員(以下「支援員」という。))及び医療的な支援が必要な児童生徒への支援を行うため配置する教育活動看護支援員(以下「看護支援員」という。))に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>小・中学校</u> 久喜市立の小学校及び中学校をいう。 (2) 要支援児童生徒 <u>小・中学校</u>に在籍し、学習又は社会生活に支障を来し特別な教育的支援を必要とする児童又は生徒をいう。 (3) 医療的な支援 たんの吸引、経管栄養、導尿ほか、看護師等が<u>小・中学校</u>において児童生徒に医療行為を行うことに支障がないと当該児童生徒の主治医が認めた医療行為をいう。 (配置) 第3条 久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。))は、要支援児童生徒に生活支援等の必要があると認めるときは、<u>小・中学校</u>に指導員及び支援員を、要支援児童生徒に医療的な支援の必要があると認める

ときは、<u>学校</u>に看護支援員を配置するものとする。 (業務) 第4条 指導員は、配置された<u>学校</u>(以下「配置校」という。)において、次の業務を行う。 2・3 略	ときは、<u>小・中学校</u>に看護支援員を配置するものとする。 (業務) 第4条 指導員は、配置された<u>小・中学校</u>(以下「配置校」という。)において、次の業務を行う。 2・3 略
---	---

久喜市教育相談員規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒の相談等</u>に応じ、当該児童生徒の健全な育成を図るため設置する教育相談員に関する必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校 <u>久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。</u> (2) 児童生徒 <u>学校</u> に在籍し、いじめ、不登校その他の悩みを持つ児童又は生徒をいう。 (設置) 第3条 久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、児童生徒に生活支援等の必要があると認めるときは、<u>学校</u> に教育相談員(以下「相談員」という。)を設置するものとする。 (業務) 第4条 相談員は、当該相談員が配置された<u>学校</u> (以下「配置校」という。))において、次の業務を行う。	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小・中学校</u> の児童生徒の相談等に応じ、当該児童生徒の健全な育成を図るため設置する教育相談員に関する必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>小・中学校 久喜市立の小学校及び中学校をいう。</u> (2) 児童生徒 <u>小・中学校</u> に在籍し、いじめ、不登校その他の悩みを持つ児童又は生徒をいう。 (設置) 第3条 久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、児童生徒に生活支援等の必要があると認めるときは、<u>小・中学校</u>に教育相談員(以下「相談員」という。)を設置するものとする。 (業務) 第4条 相談員は、当該相談員が配置された<u>小・中学校</u>(以下「配置校」という。))において、次の業務を行う。

久喜市外国語指導助手及び主任外国語指導助手就業規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 小学校 久喜市立の小学校及び<u>義務教育学校(前期課程に限る。)</u>をいう。 (6) 中学校 久喜市立の中学校及び<u>義務教育学校(後期課程に限る。)</u>をいう。 (7) 略 (任用) 第7条 主任外国語指導助手は、前条に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たす者のうち、職務の遂行に関し適当と認められる者のうちから教育委員会が採用する。 (1) _____ 小学校又は中学校において、4年以上外国語指導助手として勤務経験があること。 (2) 略	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 小学校 久喜市立の小学校をいう。 (6) 中学校 久喜市立の中学校をいう。 (7) 略 (任用) 第7条 主任外国語指導助手は、前条に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たす者のうち、職務の遂行に関し適当と認められる者のうちから教育委員会が採用する。 (1) <u>久喜市の小学校又は中学校</u>において、4年以上外国語指導助手として勤務経験があること。 (2) 略

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）								
（教育業務連絡指導手当） 第4条 条令第12条第1項に規定する主任等は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）の規定により置かれた主任等のうち、学校の種類に応じ、別表第3に定める主任等とする。 2 略 別表第3（第4条関係） <table border="1" data-bbox="719 1126 906 2013"> <tr> <td>小学校及び義務教育学校の前期課程</td><td>略</td></tr> <tr> <td>中学校及び義務教育学校の後期課程</td><td>略</td></tr> </table>	小学校及び義務教育学校の前期課程	略	中学校及び義務教育学校の後期課程	略	（教育業務連絡指導手当） 第4条 条令第12条第1項に規定する主任等は、<u>久喜市小・中学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）の規定により置かれた主任等のうち、学校の種類に応じ、別表第3に定める主任等とする。 2 略 別表第3（第4条関係） <table border="1" data-bbox="719 224 906 1126"> <tr> <td>小学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>略</td></tr> </table>	小学校	略	中学校	略
小学校及び義務教育学校の前期課程	略								
中学校及び義務教育学校の後期課程	略								
小学校	略								
中学校	略								
備考 この表において次に掲げる主任等は、それぞれ次に掲げるものをいう。 1 生徒指導主任 <u>6学級以上の小学校及び義務教育学校（前期課程に限る。）並びに3学級以上の中学校及び義務教育学校（後期課程に限る。）</u>に置かれるもの 2 進路指導主事 <u>6学級以上の中学校及び義務教育学校（後期課程に限る。）</u>に置かれるもの 3 略	備考 この表において次に掲げる主任等は、それぞれ次に掲げるものをいう。 1 生徒指導主任 <u>小学校にあっては6学級以上、その他の学校にあっては3学級以上の学校</u>に置かれるもの 2 進路指導主事 <u>中学校にあっては6学級以上、その他の学校にあっては3学級以上の学校</u>に置かれるもの 3 略								

久喜市特別支援教育指導員規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に在籍する要支援児童生徒(以下「児童生徒」という。)及び市内在住の未就学児とその保護者に対し適切な指導及び助言並びに必要な支援を行うため設置する特別支援教育指導員(以下「指導員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>学校</u> 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。 (2) 要支援児童生徒 <u>学校</u>に在籍し、学習又は社会生活に支援を来し特別な教育的支援を必要とする児童又は生徒をいう。 (3) 略 (業務) 第4条 指導員は、<u>学校</u>、久喜市教育相談室及び久喜市教育支援センターにおいて、次の業務を行う。	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小・中学校</u>に在籍する要支援児童生徒(以下「児童生徒」という。)及び市内在住の未就学児とその保護者に対し適切な指導及び助言並びに必要な支援を行うため設置する特別支援教育指導員(以下「指導員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>小・中学校</u> 久喜市立の小学校及び中学校をいう。 (2) 要支援児童生徒 <u>小・中学校</u>に在籍し、学習又は社会生活に支援を来し特別な教育的支援を必要とする児童又は生徒をいう。 (3) 略 (業務) 第4条 指導員は、<u>小・中学校</u>、久喜市教育相談室及び久喜市教育支援センターにおいて、次の業務を行う。

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校運営協議会に関する規則 （趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。	久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則 （趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき久喜市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

久喜市心理専門員規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に在籍する児童生徒又はその保護者及び市内在住の未就学児又はその保護者に対して心理学の専門的な知識や技術を用いて適切な指導及び助言並びに必要な支援を行うため設置する心理専門員に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>学校</u> <u>久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校</u>をいう。 (2) <u>児童生徒</u> <u>学校</u>に在籍する児童又は生徒をいう。 (3) 略 (業務) 第4条 心理専門員は、次の業務を行う。 (1)・(2) 略 (3) <u>学校</u>における特別支援教育巡回指導及び研修に関すること。 (4) 略	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小・中学校</u>に在籍する児童生徒又はその保護者及び市内在住の未就学児又はその保護者に対して心理学の専門的な知識や技術を用いて適切な指導及び助言並びに必要な支援を行うため設置する心理専門員に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>小・中学校</u> <u>久喜市立の小学校及び中学校</u>をいう。 (2) <u>児童生徒</u> <u>小・中学校</u>に在籍する児童又は生徒をいう。 (3) 略 (業務) 第4条 心理専門員は、次の業務を行う。 (1)・(2) 略 (3) <u>小・中学校</u>における特別支援教育巡回指導及び研修に関すること。 (4) 略

久喜市スクールソーシャルワーカー規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に在籍する児童生徒又はその保護者に対して社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて適切な指導及び助言並びに必要な支援を行うため設置するスクールソーシャルワーカーに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>学校</u> <u>久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。</u> (2) <u>児童生徒</u> <u>学校</u> <u>に在籍する児童又は生徒をいう。</u> (3) <u>教職員</u> <u>学校</u> <u>に勤務している教職員をいう。</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>小・中学校</u> <u>に在籍する児童生徒又はその保護者に対して社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて適切な指導及び助言並びに必要な支援を行うため設置するスクールソーシャルワーカー</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>小・中学校</u> <u>久喜市立の小学校及び中学校をいう。</u> (2) <u>児童生徒</u> <u>小・中学校に在籍する児童又は生徒をいう。</u> (3) <u>教職員</u> <u>久喜市立小・中学校に勤務している教職員をいう。</u>

久喜市部活動指導員規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（趣旨） 第1条 この規則は、久喜市立中学校（<u>義務教育学校の後期課程を含む。</u> 次条において「中学校」という。）における部活動指導員（学校教育法 施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導 員をいう。以下「指導員」という。）に関し、必要な事項を定めるもの とする。	（趣旨） 第1条 この規則は、久喜市立中学校（以下「中学校」という。） _____における部活動指導員（学校教育法 施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導 員をいう。以下「指導員」という。）に関し、必要な事項を定めるもの とする。

久喜市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																											
<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校使用教科用図書の採 択に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31 年法律第162号）第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償 措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づき、久喜市教育委員会 （以下「教育委員会」という。）が、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務 教育学校</u>（以下「学校」という。）において使用する教科用図書（学校教 育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する 場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）の採択を行 うために必要な事項を定めるものとする。 別表第1（第6条関係） <table><tr><td>選定委員会委員</td><td></td></tr><tr><td>学校長</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 別表第2（第10条関係） 専門部会（<u>小学校及び義務教育学校の前期課程</u>） <table><tr><td>専門部会名</td><td>分掌種目等</td><td>専門部会委員</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> 専門部会（<u>中学校及び義務教育学校の後期課程</u>）	選定委員会委員		学校長	略	略	略	専門部会名	分掌種目等	専門部会委員	略	略	略	<u>久喜市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31 年法律第162号）第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償 措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づき、久喜市教育委員会 （以下「教育委員会」という。）が、<u>久喜市立小学校及び中学校</u> （以下「学校」という。）において使用する教科用図書（学校教 育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する 場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）の採択を行う ために必要な事項を定めるものとする。 別表第1（第6条関係） <table><tr><td>選定委員会委員</td><td></td><td>略</td></tr><tr><td>小・中学校長</td><td></td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td>略</td></tr></table> 別表第2（第10条関係） 専門部会（<u>小学校</u>） <table><tr><td>専門部会名</td><td>分掌種目等</td><td>専門部会委員</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> 専門部会（<u>中学校</u>）	選定委員会委員		略	小・中学校長		略	略		略	専門部会名	分掌種目等	専門部会委員	略	略	略
選定委員会委員																												
学校長	略																											
略	略																											
専門部会名	分掌種目等	専門部会委員																										
略	略	略																										
選定委員会委員		略																										
小・中学校長		略																										
略		略																										
専門部会名	分掌種目等	専門部会委員																										
略	略	略																										

専門部会名		分掌種目等	専門部会委員
略		略	略

専門部会名		分掌種目等	専門部会委員
略		略	略

久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																				
様式第3号（第7条関係） 団体登録申込書 登録番号 — <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">団体の名称</td> <td style="width: 70%;">(フリガナ)</td> </tr> <tr> <td>団体の所在地</td> <td>〒 電 話 ()</td> </tr> <tr> <td>団体の代表者名</td> <td>(フリガナ)</td> </tr> <tr> <td>団体の代表者の住所</td> <td>〒 電話（自宅） () 電話（携帯） ()</td> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td>地域文庫 ・ 家庭文庫 ・ 読書サークル ・ 職場サークル ・ 保育園 ・ 幼稚園 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ その他 ()</td> </tr> </table>	団体の名称	(フリガナ)	団体の所在地	〒 電 話 ()	団体の代表者名	(フリガナ)	団体の代表者の住所	〒 電話（自宅） () 電話（携帯） ()	種 別	地域文庫 ・ 家庭文庫 ・ 読書サークル ・ 職場サークル ・ 保育園 ・ 幼稚園 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ その他 ()	様式第3号（第7条関係） 団体登録申込書 登録番号 — <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">団体の名称</td> <td style="width: 70%;">(フリガナ)</td> </tr> <tr> <td>団体の所在地</td> <td>〒 電 話 ()</td> </tr> <tr> <td>団体の代表者名</td> <td>(フリガナ)</td> </tr> <tr> <td>団体の代表者の住所</td> <td>〒 電話（自宅） () 電話（携帯） ()</td> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td>地域文庫 ・ 家庭文庫 ・ 読書サークル ・ 職場サークル ・ 保育園 ・ 幼稚園 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 その他 ()</td> </tr> </table>	団体の名称	(フリガナ)	団体の所在地	〒 電 話 ()	団体の代表者名	(フリガナ)	団体の代表者の住所	〒 電話（自宅） () 電話（携帯） ()	種 別	地域文庫 ・ 家庭文庫 ・ 読書サークル ・ 職場サークル ・ 保育園 ・ 幼稚園 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 その他 ()
団体の名称	(フリガナ)																				
団体の所在地	〒 電 話 ()																				
団体の代表者名	(フリガナ)																				
団体の代表者の住所	〒 電話（自宅） () 電話（携帯） ()																				
種 別	地域文庫 ・ 家庭文庫 ・ 読書サークル ・ 職場サークル ・ 保育園 ・ 幼稚園 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ その他 ()																				
団体の名称	(フリガナ)																				
団体の所在地	〒 電 話 ()																				
団体の代表者名	(フリガナ)																				
団体の代表者の住所	〒 電話（自宅） () 電話（携帯） ()																				
種 別	地域文庫 ・ 家庭文庫 ・ 読書サークル ・ 職場サークル ・ 保育園 ・ 幼稚園 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 その他 ()																				
※ 太い線の中を書いてください。 受付年月日・館 年 月 日 中央・菖蒲・栗橋・鷺宮																					

久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(定義) 第2条 この規則において「教育職員」とは、久喜市立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>又は幼稚園の校長(園長を含む。)、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。	(定義) 第2条 この規則において「教育職員」とは、久喜市立の小学校、中学校、<u>校</u>又は幼稚園の校長(園長を含む。)、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。

久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(趣旨) 第1条 この規則は、教員が児童生徒の直接的な指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、業務に専念できる環境を確保するため、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>(以下「<u>学校</u>」という。)<u>に配置するスクール・サポート・スタッフ</u>(以下「<u>スタッフ</u>」という。)<u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (配置) 第2条 久喜市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」という。)<u>は、教員が本来担うべき業務に専念する環境を確保するため、必要があると認めるときは、<u>学校</u> にスタッフを配置することができる。</u> (業務) 第3条 スタッフは、配置された<u>学校</u> (以下「<u>配置校</u>」という。)<u>において、次の業務を行うものとする。</u> 2 略	(趣旨) 第1条 この規則は、教員が児童生徒の直接的な指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、業務に専念できる環境を確保するため、<u>久喜市立小・中学校</u>(以下「<u>小・中学校</u>」という。)<u>に配置するスクール・サポート・スタッフ</u>(以下「<u>スタッフ</u>」という。)<u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (配置) 第2条 久喜市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」という。)<u>は、教員が本来担うべき業務に専念する環境を確保するため、必要があると認めるときは、<u>小・中学校</u>にスタッフを配置することができる。</u> (業務) 第3条 スタッフは、配置された<u>小・中学校</u>(以下「<u>配置校</u>」という。)<u>において、次の業務を行うものとする。</u> 2 略

久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(定義) 第2条 略 2 この規則において「学校」とは、久喜市立学校設置条例(平成22年久喜市条例第86号)別表第1から別表第3までに規定する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。 3・4 略 (開室日及び開室時間) 第5条 共同オンライン分教室の開室日は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則</u>(平成22年久喜市教育委員会規則第15号)第3条第1項に規定する休業日を除いた月曜日から金曜日までとする。 2・3 略	(定義) 第2条 略 2 この規則において「学校」とは、久喜市立学校設置条例(平成22年久喜市条例第86号)別表第1及び別表第2 _____に規定する小学校及び中学校 _____をいう。 3・4 略 (開室日及び開室時間) 第5条 共同オンライン分教室の開室日は、<u>久喜市立小・中学校管理規則</u> _____(平成22年久喜市教育委員会規則第15号)第3条第1項に規定する休業日を除いた月曜日から金曜日までとする。 2・3 略

久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（趣旨） 第1条 この規則は、<u>久喜市立小学校、中学校又は義務教育学校</u>（以下「市立学校」という。）の特別支援学級に就学する者の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規則は、<u>久喜市立小学校又は中学校</u>（以下「市立学校」という。）の特別支援学級に就学する者の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

久喜市教育支援センターに関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(定義) 第2条 この規則において「生徒等」とは、市内に居住し、又は通学する学校（<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校、中学校及び義務教育学校</u>をいう。以下同じ。）の児童及び生徒で、在籍する学校（以下「<u>在籍校</u>」という。）に継続して登校することが難しい状態にあるものをいう。 (事業の実施) 第10条 略 2 略 3 フレンドルームを開所する日時は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則(平成22年久喜市教育委員会規則第15号)第3条第1項</u>に規定する休業日を除いた月曜日から金曜日の午前9時から午後2時45分までとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、変更することができるとする。	(定義) 第2条 この規則において「生徒等」とは、市内に居住し、又は通学する小・中学校(<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校及び中学校</u>をいう。以下同じ。)の児童及び生徒で、在籍する小・中学校(以下「<u>在籍校</u>」という。)に継続して登校することが難しい状態にあるものをいう。 (事業の実施) 第10条 略 2 略 3 フレンドルームを開所する日時は、<u>久喜市立小・中学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第3条第1項に規定する休業日を除いた月曜日から金曜日の午前9時から午後2時45分までとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、変更することができるとする。

久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）

[illegible]

久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（勤務） 第6条 スタッフの勤務時間は1日3時間とし、その活動日数は<u>年間200日以内</u>とする。 2 略	（勤務） 第6条 スタッフの勤務時間は1日3時間とし、その活動日数は<u>1週間当たり4日以内かつ年間110日以内</u>とする。 2 略

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部改正に伴う新旧対照表（公布の日施行）

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
(高齢者部分休業の承認申請) 第22条の5 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書(様式第21号の5)を久喜市教育委員会の提出しなければならない。 2 略 (高齢者部分休業の変更承認等申請) 第22条の6 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消をしようとするときは、高齢者部分休業変更承認等申請書(様式第21号の6)を久喜市教育委員会に提出しなければならない。 2 略	(高齢者部分休業の承認申請) 第22条の5 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書(様式第21号の5)を久喜市教育委員会に提出することができる。 2 略 (高齢者部分休業の変更承認等申請) 第22条の6 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消をしようとするときは、高齢者部分休業変更承認等申請書(様式第21号の6)を久喜市教育委員会に提出することができる。 2 略

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部改正に伴う新旧対照表（令和8年4月1日施行）

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程</u> （趣旨） 第1条 この訓令は、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第37条の規定に基づき、学校職員の服務に関し定めるものとする。 （定義） 第2条 この訓令において「学校職員」（以下「職員」という。）とは、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（非常勤の者を含む。）、栄養主査、栄養主任、栄養技師、事務主幹、事務主査、事務主任、事務主事、主任専門員及び専門員をいう。ただし、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場に置かれる栄養主査、栄養主任、栄養技師、主任専門員及び専門員を除く。	<u>久喜市立小・中学校職員服務規程</u> （趣旨） 第1条 この訓令は、久喜市立小・中学校管理規則（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第37条の規定に基づき、学校職員の服務に関し定めるものとする。 （定義） 第2条 この訓令において「学校職員」（以下「職員」という。）とは、久喜市立小・中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（非常勤の者を含む。）、栄養主査、栄養主任、栄養技師、事務主幹、事務主査、事務主任、事務主事、主任専門員及び専門員をいう。ただし、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場に置かれる栄養主査、栄養主任、栄養技師、主任専門員及び専門員を除く。

久喜市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメント防止等に関する規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるセクシャル・ハラスメント防止等に関する規程 （定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) セクシャル・ハラスメント 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第6号）第2条に規定する職員が他の職員、児童生徒及び児童生徒の保護者を不快にさせる性的な言動並びに児童生徒及び児童生徒の保護者が職員を不快にさせる性的な言動 (2)～(4) 略	久喜市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメント防止等に関する規程 （定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) セクシャル・ハラスメント 久喜市立小・中学校職員服務規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第6号）第2条に規定する職員が他の職員、児童生徒及び児童生徒の保護者を不快にさせる性的な言動並びに児童生徒及び児童生徒の保護者が職員を不快にさせる性的な言動 (2)～(4) 略

久喜市立学校備品管理規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
（趣旨） 第1条 この訓令は、久喜市財産規則（平成22年久喜市規則第69号）に定めるもののほか、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第40条第1項の規定に基づき、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）における学校備品の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この訓令は、久喜市財産規則（平成22年久喜市規則第69号）に定めるもののほか、<u>久喜市立小・中学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第40条第1項の規定に基づき、<u>久喜市立小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）における学校備品の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

久喜市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程	久喜市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程

久喜市任期付市費負担教職員服務規程の一部改正に伴う新旧対照表（公布の日施行）

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
（準用） 第8条 この訓令に定めのない事項については、久喜市職員服務規程（平成22年久喜市訓令第16号）の規定を準用する。この場合において、久喜市職員服務規程第10条第1項第1号中「久喜市事務専決規則（令和6年久喜市規則第15号）及び久喜市会計管理者の補助組織設置規則（平成22年久喜市規則第6号）に専決できる者として定められている者（以下これを「決裁権者」という。）」並びに同項第2号から第4号まで、同条第2項及び第3項並びに第13条第1項及び第2項中「決裁権者」とあるのは、「所属する学校の校長」と読み替えるものとする。	（準用） 第8条 この訓令に定めのない事項については、久喜市職員服務規程（平成22年久喜市訓令第16号）の規定を準用する。この場合において、久喜市職員服務規程第10条第1項第1号中「久喜市事務専決規則（平成22年久喜市規則第8号）及び久喜市会計管理者の補助組織設置規則（平成22年久喜市規則第6号）に専決できる者として定められている者（以下これを「決裁権者」という。）」並びに同項第2号から第4号まで、同条第2項及び第3項並びに第13条第1項及び第2項中「決裁権者」とあるのは、「所属する学校の校長」と読み替えるものとする。

久喜市任期付市費負担教職員勤務規程の一部改正に伴う新旧対照表（令和8年4月1日施行）

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
（勤務時間の割振り等） 第4条 職員の週休日及び勤務時間の割振りは、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第31条の規定に基づき、校長が定めるものとする。 （旅費） 第6条 職員が公務により旅行する際に、<u>自家用自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）</u>を使用することについては、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱</u>（平成22年久喜市教育委員会告示第5号）の規定を準用する。	（勤務時間の割振り等） 第4条 職員の週休日及び勤務時間の割振りは、<u>久喜市立小・中学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第31条の規定に基づき、校長が定めるものとする。 （旅費） 第6条 職員が公務により旅行する際に、<u>自家用自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）</u>を使用することについては、<u>久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱</u>（平成22年久喜市教育委員会告示第5号）の規定を準用する。

久喜市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校における妊娠、出産、 育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程	久喜市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に關す るハラスメントの防止等に関する規程

久喜市共同学校事務室運営規程の一部改正に伴う新旧対照表（令和7年5月1日施行）

一部を改正する訓令（案）		現行訓令（旧）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
共同学校事務室名	構成する小学校及び中学校	共同学校事務室名	構成する小学校及び中学校
略	略	略	略
鷺宮中学校・鷺宮西中学校区共同学 校事務室	鷺宮小学校 砂原小学校 鷺宮中学校 鷺宮西中学校	鷺宮中学校・鷺宮西中学校区共同学 校事務室	鷺宮小学校 上内小学校 砂原小学校 鷺宮中学校 鷺宮西中学校
略	略	略	略

久喜市共同学校事務室運営規程の一部改正に伴う新旧対照表（令和8年4月1日施行）

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）																
(趣旨) 第1条 この訓令は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号。以下「管理規則」という。）第29条の2の規定に基づき、共同学校事務室の組織、運営及び業務等に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 共同学校事務室を構成する<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>は、別表第1のとおりとする。 2～6 略 (共同学校事務室全体連絡会議) 第5条 略 2 全体連絡会議は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>全校で構成し、各学校の事務職員が運営を行う。 3～8 略 別表第1(第2条関係) <table border="1" data-bbox="1129 1120 1323 2011"> <tr> <td>共同学校事務室名</td><td>構成する小学校、中学校及び義務教育学校</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鷺宮中学校・鷺宮西小学校砂原小学校</td><td>砂原小学校</td></tr> <tr> <td>区共同学校事務室</td><td>鷺宮中学校</td></tr> </table>	共同学校事務室名	構成する小学校、中学校及び義務教育学校	略	略	鷺宮中学校・鷺宮西小学校砂原小学校	砂原小学校	区共同学校事務室	鷺宮中学校	(趣旨) 第1条 この訓令は、<u>久喜市立小・中学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号。以下「管理規則」という。）第29条の2の規定に基づき、共同学校事務室の組織、運営及び業務等に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 共同学校事務室を構成する<u>小学校及び中学校</u>は、別表第1のとおりとする。 2～6 略 (共同学校事務室全体連絡会議) 第5条 略 2 全体連絡会議は、<u>久喜市立小・中学校</u>全校で構成し、各学校の事務職員が運営を行う。 3～8 略 別表第1(第2条関係) <table border="1" data-bbox="1129 228 1323 1120"> <tr> <td>共同学校事務室名</td><td>構成する小学校及び中学校</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鷺宮中学校・鷺宮西中学校</td><td>鷺宮小学校</td></tr> <tr> <td>区共同学校事務室</td><td>砂原小学校</td></tr> </table>	共同学校事務室名	構成する小学校及び中学校	略	略	鷺宮中学校・鷺宮西中学校	鷺宮小学校	区共同学校事務室	砂原小学校
共同学校事務室名	構成する小学校、中学校及び義務教育学校																
略	略																
鷺宮中学校・鷺宮西小学校砂原小学校	砂原小学校																
区共同学校事務室	鷺宮中学校																
共同学校事務室名	構成する小学校及び中学校																
略	略																
鷺宮中学校・鷺宮西中学校	鷺宮小学校																
区共同学校事務室	砂原小学校																

鷺宮西小中学校 略		鷺宮中学校 鷺宮西中学校 略
--	--	--

久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）												
（運営委員の設置及びその地区の区域） 第3条 運営委員は、次の地区ごとに置くものとし、それぞれの地区の区域は次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="518 1120 665 2009"> <tr> <td>地区名</td><td>区域</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鷺宮地区</td><td>鷺宮地区における小学校及び義務教育学校の通学区域</td></tr> </table>	地区名	区域	略	略	鷺宮地区	鷺宮地区における小学校及び義務教育学校の通学区域	（運営委員の設置及びその地区の区域） 第3条 運営委員は、次の地区ごとに置くものとし、それぞれの地区の区域は次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="518 224 665 1120"> <tr> <td>地区名</td><td>区域</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鷺宮地区</td><td>鷺宮地区における小学校の通学区域</td></tr> </table>	地区名	区域	略	略	鷺宮地区	鷺宮地区における小学校の通学区域
地区名	区域												
略	略												
鷺宮地区	鷺宮地区における小学校及び義務教育学校の通学区域												
地区名	区域												
略	略												
鷺宮地区	鷺宮地区における小学校の通学区域												

久喜市立学校評議員要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
（趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）が保護者や地域住民等の意向を把握し反映させながら、その協力を得て、開かれた学校運営を推進するため、<u>久喜市立幼稚園管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第24号）及び<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）に定める学校評議員に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小・中学校</u>（以下「学校」という。）が保護者や地域住民等の意向を把握し反映させながら、その協力を得て、開かれた学校運営を推進するため、<u>久喜市立幼稚園管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第24号）及び<u>久喜市立小・中学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）に定める学校評議員に関し必要な事項を定めるものとする。

久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱</u> （趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の職員</u>が公務により旅行する際に、自家用自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 （適用対象職員） 第2条 この告示が適用される学校職員（以下「職員」という。）は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（非常勤の者を含む。）、栄養主査、栄養主任、栄養技師、事務主幹、事務主査、事務主任、事務主事、主任専門員及び専門員とする。ただし、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場に置かれる栄養主査、栄養主任、栄養技師、主任専門員及び専門員を除く。</u>	<u>久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱</u> （趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小・中学校職員</u>が公務により旅行する際に、自家用自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 （適用対象職員） 第2条 この告示が適用される学校職員（以下「職員」という。）は、<u>久喜市立小・中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（非常勤の者を含む。）、栄養主査、栄養主任、栄養技師、事務主幹、事務主査、事務主任、事務主事、主任専門員及び専門員とする。ただし、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場に置かれる栄養主査、栄養主任、栄養技師、主任専門員及び専門員を除く。</u>

別記様式(第5条関係)

公務に使用する自家用自動車登録申請書(兼変更届出書)

所属長	様	年	月	日(申請時)
職・氏名				

公務に使用する自家用自動車について、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します(変更を届け出ます)。

- 1 自動車検査証 *親族所有の自家用自動車を登録する場合は、()に職員との続柄を記入すること。

①申請時	所有者名 ()	自動車登録番号	自動車検査証有効期間 年 月 日 まで
②変更時			
有効期間更新	年 月 日 まで	その他の変更	届出日 年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日

- 2 自賠責保険(強制保険)

①申請時	保険会社名	保険期間	
②変更時		年 月 日まで	
有効期間更新	その他の変更	届出日	年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日

別記様式(第5条関係)

公務に使用する自家用自動車登録申請書(兼変更届出書)

所属長	様	年	月	日(申請時)
職・氏名				

公務に使用する自家用自動車について、久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します(変更を届け出ます)。

- 1 自動車検査証 *親族所有の自家用自動車を登録する場合は、()に職員との続柄を記入すること。

①申請時	所有者名 ()	自動車登録番号	自動車検査証有効期間 年 月 日 まで
②変更時			
有効期間更新	年 月 日 まで	その他の変更	届出日 年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日

- 2 自賠責保険(強制保険)

①申請時	保険会社名	保険期間	
②変更時		年 月 日まで	
有効期間更新	その他の変更	届出日	年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日

3 自動車保険(任意保険) * 親族所有の自家用自動車を登録する場合は、職員に適用のある任意保険を記入すること。

①申請時	保 険 会 社 名	保 険 金 額 (万円)		保 険 期 間
		対 人	万円・無制限	
②変更時		対 物	万円	年 月 日まで
		有 効 期 間 更 新		
		そ の 他 の 変 更		届 出 日
	年 月 日 まで			年 月 日
	年 月 日 まで			年 月 日
	年 月 日 まで			年 月 日
	年 月 日 まで			年 月 日
	年 月 日 まで			年 月 日

所属長印		
------	--	--

上記自家用自動車を、公務に使用する自家用自動車として登録する。

年 月 日

- (注) 1 職員は、実線の枠内を記入すること。
 2 登録申請に当たっては、自動車検査証、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の写しを添付すること。
 3 変更届出に当たっては、変更する事項に係る上記証書の写し等を提出すること。

- 4 この登録申請(変更の届出)によって公務に使用する自家用自動車の登録を受けている場合であっても、次の各号のいずれかに該当する職員には自家用自動車の公務使用を承認できないので留意すること。
 (1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合(特別な事情があり、旅行命令権者が特に使用を必要と認めた場合を除く。)
 (2) 当該職員が、過去1年間に於いて、その責めに帰する交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し罰金刑を受けた場合
 (3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと思われる場合

3 自動車保険(任意保険) * 親族所有の自家用自動車を登録する場合は、職員に適用のある任意保険を記入すること。

①申請時	保 険 会 社 名	保 険 金 額 (万円)		保 険 期 間
		対 人	万円・無制限	
②変更時		対 物	万円	年 月 日まで
		有 効 期 間 更 新		
		そ の 他 の 変 更		届 出 日
	年 月 日 まで			年 月 日
	年 月 日 まで			年 月 日
	年 月 日 まで			年 月 日
	年 月 日 まで			年 月 日
	年 月 日 まで			年 月 日

所属長印		
------	--	--

上記自家用自動車を、公務に使用する自家用自動車として登録する。

年 月 日

- (注) 1 職員は、実線の枠内を記入すること。
 2 登録申請に当たっては、自動車検査証、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の写しを添付すること。
 3 変更届出に当たっては、変更する事項に係る上記証書の写し等を提出すること。

- 4 この登録申請(変更の届出)によって公務に使用する自家用自動車の登録を受けている場合であっても、次の各号のいずれかに該当する職員には自家用自動車の公務使用を承認できないので留意すること。
 (1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合(特別な事情があり、旅行命令権者が特に使用を必要と認めた場合を除く。)
 (2) 当該職員が、過去1年間に於いて、その責めに帰する交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し罰金刑を受けた場合
 (3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと思われる場合

久喜市障がい児通学費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
（補助対象） 第2条 通学費補助金は、市内の小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級に通学する児童及び生徒を介助する保護者に対し、交付するものとする。	（補助対象） 第2条 通学費補助金は、市内の小・中学校 支援学級に通学する児童及び生徒を介助する保護者に対し、交付するものとする。

様式第1号(第4条関係)

障がい児通学費補助金交付申請書

久喜市長

あて

年 月 日

申請者
住所
氏名

記

下記のとおり通学費補助金の交付を受けたいので申請します。

学 校 名	久喜市立	小学校 中学校 義務教育学校			
(ふりがな) 児童・生徒氏名	生 年 月 日	年	月	日	続 柄
		年	歳	学 年	年
通 学 距 離	自宅から学校まで(片道) km				
申請理由(保護者等の介助の状況についても御記入ください。)					

- (注) 1 年齢は、4月1日現在の満年齢によること。
2 距離は、km単位とし、小数第1位まで記入のこと。

様式第1号(第4条関係)

障がい児通学費補助金交付申請書

久喜市長

あて

年 月 日

申請者
住所
氏名

記

下記のとおり通学費補助金の交付を受けたいので申請します。

学 校 名	久喜市立	小学校 中学校			
(ふりがな) 児童・生徒氏名	生 年 月 日	年	月	日	続 柄
		年	歳	学 年	年
通 学 距 離	自宅から学校まで(片道) km				
申請理由(保護者等の介助の状況についても御記入ください。)					

- (注) 1 年齢は、4月1日現在の満年齢によること。
2 距離は、km単位とし、小数第1位まで記入のこと。

久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
(設置) 第1条 中学生(義務教育学校の後期課程の生徒を含む。第2条第1号及び第2号において同じ。)が地域のなかでの社会体験活動の1つとして職場での体験活動をとおして、多くの人々とふれあい、豊かな感性や社会性、自律心を養い、豊かに生きる力をはぐくむことをねらいとする中学生社会体験チャレンジ事業(次条において「事業」という。)を実施するに当たり、久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。 (所掌事項) 第2条 推進委員会は、事業の円滑な実施のため、次の事項を所掌する。 (1) 中学生を受け入れる事業所、団体等(次条第2項第1号において「受入事業所等」という。)との連絡調整に関すること。 (2) 略 (3) 各中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)に設置される社会体験チャレンジ事業実行委員会への支援に関すること。 (4) 略	(設置) 第1条 中学生が _____ 地域のなかでの社会体験活動の1つとして職場での体験活動をとおして、多くの人々とふれあい、豊かな感性や社会性、自律心を養い、豊かに生きる力をはぐくむことをねらいとする中学生社会体験チャレンジ事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。 (所掌事項) 第2条 推進委員会は、事業の円滑な実施のため、次の事項を所掌する。 (1) 中学生を受け入れる事業所、団体等(以下「受入事業所等」という。)との連絡調整に関すること。 (2) 略 (3) 各中学校 _____ に設置される社会体験チャレンジ事業実行委員会への支援に関すること。 (4) 略

久喜市立学校動物飼育の管理に関する要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
（趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立幼稚園並びに小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）における動物飼育に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立幼稚園、小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）における動物飼育に関し必要な事項を定めるものとする。

久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱</u> （趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）の児童生徒が、学校外の文化的活動及びスポーツ活動に係る大会（以下「大会」という。）に積極的に参加できるよう、当該児童生徒の保護者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 2 略 （交付申請書の様式等） 第5条 規則第6条第1項の交付申請書の様式は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書</u>（様式第1号）を大会開会日の14日前までに提出しなければならない。ただし、大会開会日まで日数がない場合は、この限りでない。 （交付決定通知書の様式等） 第6条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書</u>（様式第2号）とする。 2 略 （実績報告書の様式等）	<u>久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱</u> （趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）の児童生徒が、学校外の文化的活動及びスポーツ活動に係る大会（以下「大会」という。）に積極的に参加できるよう、当該児童生徒の保護者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 2 略 （交付申請書の様式等） 第5条 規則第6条第1項の交付申請書の様式は、<u>久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書</u>（様式第1号）を大会開会日の14日前までに提出しなければならない。ただし、大会開会日まで日数がない場合は、この限りでない。 （交付決定通知書の様式等） 第6条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、<u>久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書</u>（様式第2号）とする。 2 略 （実績報告書の様式等）

第7条	規則第13条の実績報告書の様式は、 <u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書</u> (様式第3号) とする。	第7条	規則第13条の実績報告書の様式は、 <u>久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書</u> (様式第3号) とする。
2	略	2	略
	(交付確定通知書の様式等)		(交付確定通知書の様式等)
第8条	規則第14条の交付確定通知書の様式は、 <u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書</u> (様式第4号) とする。	第8条	規則第14条の交付確定通知書の様式は、 <u>久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書</u> (様式第4号) とする。
2	略	2	略

様式第1号(第5条関係)

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 様

久喜市立 学校
校長 印

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業目的
- 3 添付書類
(1) 事業計画書(大会要項等参加する大会の概要がわかる書類) 別紙写しのとおり
(2) 参加期間 (年 月 日～ 年 月 日)
別紙行程表のとおり
(3) 参加者 総人数 人
【日ごとの内訳： 月 日 人 】
(4) 収支予算書 別紙のとおり

4 金融機関(振込先)

銀行・信用金庫		支店
普通・当座	口座番号	(フリガナ)
		名 義

様式第1号(第5条関係)

久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 様

久喜市立 学校
校長 印

久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業目的
- 3 添付書類
(1) 事業計画書(大会要項等参加する大会の概要がわかる書類) 別紙写しのとおり
(2) 参加期間 (年 月 日～ 年 月 日)
別紙行程表のとおり
(3) 参加者 総人数 人
【日ごとの内訳： 月 日 人 】
(4) 収支予算書 別紙のとおり

4 金融機関(振込先)

銀行・信用金庫		支店
普通・当座	口座番号	(フリガナ)
		名 義

様式第2号(第6条関係)

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書

久喜市立 学校 様
校長

久 第 号
年 月 日

久喜市長 印

年 月 日付けで申請のあった久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 条件
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

様式第2号(第6条関係)

久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書

久喜市立 学校 様
校長

久 第 号
年 月 日

久喜市長 印

年 月 日付けで申請のあった久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 条件
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

様式第3号(第7条関係)

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 様

久喜市立
校長学校
印

年 月 日 付け久 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金の実績について、久
喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報
告します。

記

- | 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
|--------|-------|--------------------|---|
| 2 添付書類 | | | |
| (1) | 事業の成果 | 別紙のとおり | |
| (2) | 参加期間 | (年 月 日～ 年 月 日) | |
| (3) | 参加者 | 別紙行程表のとおり
総人数 人 | |
| (4) | 収支決算書 | 別紙のとおり | |
- 【日ごとの内訳： 月 日 人 】

様式第3号(第7条関係)

久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 様

久喜市立
校長学校
印

年 月 日 付け久 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金の実績について、久喜市補助金等の交付に
関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
|--------|-------|--------------------|---|
| 2 添付書類 | | | |
| (1) | 事業の成果 | 別紙のとおり | |
| (2) | 参加期間 | (年 月 日～ 年 月 日) | |
| (3) | 参加者 | 別紙行程表のとおり
総人数 人 | |
| (4) | 収支決算書 | 別紙のとおり | |
- 【日ごとの内訳： 月 日 人 】

様式第4号(第8条関係)		様式第4号(第8条関係)	
久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書		久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書	
久喜市立 校長	学校 様	久第 年 月 日	号
久喜市長		久喜市長	
年 月 日付けで実績報告のあった久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。		年 月 日付けで実績報告のあった久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。	
交付確定額	金	記	円

久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
（趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒</u>の体力向上を図るため、市が、久喜市教育委員会委嘱校（以下「委嘱校」という。）に体力向上推進研究委嘱事業（以下「事業」という）を委託することに関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この告示は、<u>小・中学校児童生徒</u>の体力向上を図るため、市が、久喜市教育委員会委嘱校（以下「委嘱校」という。）に体力向上推進研究委嘱事業（以下「事業」という）を委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
（趣旨） 第1条 この告示は、PTA又は保護者会（以下「PTA等」という。）による組織的・計画的な学級活動を支援するため、市内の<u>保育園、幼稚園若しくは認定こども園又は小学校、中学校若しくは義務教育学校</u>に設置されたPTA等が実施する学級研究事業に対し、補助金を交付することに関するし、必要な事項を定めるものとする。 2 略	（趣旨） 第1条 この告示は、PTA又は保護者会（以下「PTA等」という。）による組織的・計画的な学級活動を支援するため、<u>保育園、幼稚園、小学校又は中学校</u>に設置されたPTA等が実施する学級研究事業に対し、補助金を交付することに関するし、必要な事項を定めるものとする。 2 略

久喜市生涯学習人材バンク要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
(登録者の活用) 第8条 略 2 登録者に依頼する場合は、<u>小学校、中学校及び義務教育学校の関係者は生涯学習人材バンク依頼書(学校用)(様式第4号)</u>を、それ以外の者は生涯学習人材バンク依頼書(一般用)(様式第5号)を生涯学習課に提出し、登録者の意向を事前に把握しなければならない。 3～5 略	(登録者の活用) 第8条 略 2 登録者に依頼する場合は、<u>小中学校関係者は生涯学習人材バンク依頼書(学校用)(様式第4号)</u>を、それ以外の者は生涯学習人材バンク依頼書(一般用)(様式第5号)を生涯学習課に提出し、登録者の意向を事前に把握しなければならない。 3～5 略

様式第4号(第8条関係)

生涯学習人材バンク依頼書(学校用)

久喜市長

あて

年 月 日

学 校 名 _____ 学 校 _____
電 話 番 号 _____ () _____
F A X 番 号 _____ () _____
担 当 教 諭 名 _____

次のとおり学習会等を開催したいので、久喜市生涯学習人材バンク登録者との調整を依頼いたします。

教科	時間					
学習のねらい						
内容						
参加予定数	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)					
	1年生 (7年生)	2年生 (8年生)	3年生 (9年生)			合計
実施予定会場						
実施予定日時	第 1 案		第 2 案		第 3 案	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分
希望講師名	第1希望		第2希望		第3希望	
	氏		氏		氏	
備考 (要望事項等)						

様式第4号(第8条関係)

生涯学習人材バンク依頼書(学校用)

久喜市長

あて

年 月 日

学 校 名 _____ 学 校 _____
電 話 番 号 _____ () _____
F A X 番 号 _____ () _____
担 当 教 諭 名 _____

次のとおり学習会等を開催したいので、久喜市生涯学習人材バンク登録者との調整を依頼いたします。

教科	時間						
学習のねらい							
内容							
参加予定数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
実施予定会場							
実施予定日時	第 1 案		第 2 案		第 3 案		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分
希望講師名	第1希望		第2希望		第3希望		
	氏		氏		氏		
備考 (要望事項等)							

久喜市地域ボランティア手帳事業実施要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
(目的) 第1条 この告示は、<u>青少年のボランティア意識の啓発及び向上を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。</u> (対象者) 第3条 この事業の対象者は、市内の<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>(以下「<u>学校</u>」という。)<u>に通学するすべての児童及び生徒並びにそれ以外の手帳の配布を希望する青少年とする。</u> (事業の実施) 第4条 対象者は、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。))において発行した地域ボランティア手帳(様式第1号)(以下「手帳」という。)を、<u>学校</u>又は教育委員会生涯学習課(以下「生涯学習課」という。))で受領し、次条の手帳対象活動を実施するごとに、手帳対象活動提供者、教諭、周囲の大人等から手帳に認証を記してもらふものとする。 (手帳の更新) 第6条 手帳の記入欄が一定数に達した者は、<u>学校</u>又は生涯学習課に当該手帳を提示し、終了証及び新たな手帳を受領する。 (手帳の再発行) 第7条 手帳を亡失した者は、速やかにその旨を<u>学校</u>又は生涯学習	(目的) 第1条 この告示は、<u>小中学生等の青少年のボランティア意識の啓発及び向上を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。</u> (対象者) 第3条 この事業の対象者は、市内の<u>小中学校</u> <u>に通学するすべての小中学生及びそれ以外の手帳の配布を希望する青少年とする。</u> (事業の実施) 第4条 対象者は、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。))において発行した地域ボランティア手帳(様式第1号)(以下「手帳」という。)を、市内<u>小中学校又は教育委員会生涯学習課</u>(以下「生涯学習課」という。))で受領し、次条の手帳対象活動を実施するごとに、手帳対象活動提供者、教諭、周囲の大人等から手帳に認証を記してもらふものとする。 (手帳の更新) 第6条 手帳の記入欄が一定数に達した者は、市内<u>小中学校又は生涯学習課</u>に当該手帳を提示し、終了証及び新たな手帳を受領する。 (手帳の再発行) 第7条 手帳を亡失した者は、速やかにその旨を<u>市内小中学校又は生涯学</u>

習課に報告し、新たな手帳を受領する。この場合において、亡失した手帳に記されている事項は、無効とする。ただし、亡失した手帳が見つかったときは、その旨を<u>学校</u>又は生涯学習課に報告し、手帳に記されている事項を新たな手帳に転記することができる。	習課に報告し、新たな手帳を受領する。この場合において、亡失した手帳に記されている事項は、無効とする。ただし、亡失した手帳が見つかったときは、その旨を<u>市内小中学校</u>又は生涯学習課に報告し、手帳に記されている事項を新たな手帳に転記することができる。
---	---

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<u>（定義）</u> <u>第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</u> (1) <u>児童 学校教育法(昭和22年法律第26号。次号において「法」という。)</u>第17条第1項の規定により市内の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している者をいう。 (2) <u>生徒 法第17条第2項の規定により市内の中学校、義務教育学校の後期課程又は特別支援学校の中学部に就学している者をいう。</u> <u>（所掌事務）</u> <u>第3条 推進本部会議は、第1条の目的を達成するため、児童及び生徒の通学の安全その他の学校生活における安全に関する事務を所掌する。</u>	<u>（定義）</u> <u>第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>児童 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)</u>第17条第1項の規定により小学校(特別支援学校の小学部に就学している者を含む。以下同じ。)に就学している者をいう。 (2) <u>生徒 法第17条第2項の規定により中学校(特別支援学校の中学部に就学している者を含む。以下同じ。)</u>に就学している者をいう。 <u>（所掌事務）</u> <u>第3条 推進本部会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。</u> (1) <u>市内の小学校に就学している児童及び中学校に就学している生徒(以下「児童生徒」という。)</u>の通学の安全に関すること。 (2) <u>その他児童及び生徒の学校生活における安全全般に関すること。</u>

久喜市教育委員会研究委嘱事業要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
(目的) 第1条 この告示は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第36条の規定により、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）が実施する校内研修に対し、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から研究事業を委嘱することにより教育活動の充実に資することを目的とする。 (委嘱校の取組内容) 第3条 教育委員会から委嘱を受けた<u>学校</u>（以下「委嘱校」という。）は、教育委員会の指導に基づき研究の主題を設定し、当該委嘱校の校長の方針のもと、研究の推進を主に担当する教員を中心として、当該委嘱校の全教員が協力して計画的に研究を行うものとする。 2 略 (報告) 第7条 委嘱校は、研究発表会を開催し、市内の<u>学校</u>へ研究の成果を発表するものとする。	(目的) 第1条 この告示は、<u>久喜市立小・中学校管理規則</u>（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第36条の規定により、<u>久喜市立の小学校及び中学校</u>（以下「小・中学校」という。）が実施する校内研修に対し、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から研究事業を委嘱することにより教育活動の充実に資することを目的とする。 (委嘱校の取組内容) 第3条 教育委員会から委嘱を受けた<u>小・中学校</u>（以下「委嘱校」という。）は、教育委員会の指導に基づき研究の主題を設定し、当該委嘱校の校長の方針のもと、研究の推進を主に担当する教員を中心として、当該委嘱校の全教員が協力して計画的に研究を行うものとする。 2 略 (報告) 第7条 委嘱校は、研究発表会を開催し、市内の<u>小・中学校</u>へ研究の成果を発表するものとする。

久喜市教育研究会助成金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
（趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の教職員</u>が職務遂行能力の向上と学校教育の振興を図るために結成する久喜市教育研究会（以下「研究会」という。）に対し、助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 2 略	（趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小・中学校</u>の教職員が職務遂行能力の向上と学校教育の振興を図るために結成する久喜市教育研究会（以下「研究会」という。）に対し、助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 2 略

久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
（趣旨） 第1条 この告示は、久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱(平成28年久喜市教育委員会告示第5号。以下「実施要綱」という。)第17条に基づいて、久喜市立学校職員（以下「職員」という。）の苦情の申出及び相談に関する取扱いその他必要な事項について定めるものとする。 （職務専念義務の免除） 第3条 申出者は、苦情申出書の提出のため、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員職務規程</u>（平成22年久喜市教育委員会訓令第6号）第8条第3項の規定により、教育長に願い出るものとする。	（趣旨） 第1条 この告示は、久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱(以下「実施要綱」という。)第17条に基づいて、久喜市立学校職員（以下「職員」という。）の苦情の申出及び相談に関する取扱いその他必要な事項について定めるものとする。 （職務専念義務の免除） 第3条 申出者は、苦情申出書の提出のため、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、<u>久喜市立小・中学校職員職務規程</u>（平成22年久喜市教育委員会訓令第6号）第8条第3項の規定により、教育長に願い出るものとする。

久喜市学校給食費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 児童生徒 市内に住所を有し、<u>小学校、中学校若しくは義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍している者</u>をいう。	(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 児童生徒 市内に住所を有し、<u>小学校若しくは中学校</u>____又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍している者をいう。

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
(趣旨) 第1条 この告示は、市内に在住し、又は久喜市立中学校若しくは義務教育学校(後期課程に限る。)に在籍している生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(以下「英語検定」という。)を受験した生徒の保護者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。 2 略 (補助対象者) 第2条 補助金の交付の対象となる者は、以下に掲げるものの保護者とする。 (1) 市内に住所を有する中学校第2学年若しくは第3学年の生徒又は義務教育学校第8学年若しくは第9学年の生徒であって、英語検定を受験した者 (2) 久喜市立中学校の第2学年若しくは第3学年に在籍する生徒又は久喜市立義務教育学校の第8学年若しくは第9学年に在籍する生徒であって英語検定を受験した者	(趣旨) 第1条 この告示は、市内に在住し、又は久喜市立中学校に在籍している生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(以下「英語検定」という。)を受験した生徒の保護者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。 2 略 (補助対象者) 第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に在住し、又は久喜市立中学校に在籍する中学校第2学年及び第3学年の生徒であって、英語検定を受験したものの保護者とする。

久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱 （設置） 第1条 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の適正規模・適正配置を推進し、もって学校教育の充実を図ることを目的として行う学校統廃合に伴って新たに設置する学校（以下「新校」という。）に関する基本的な事項について検討するとともに、新校の開校準備を円滑に行うため、新校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。 （会議の傍聴） 第7条 会議の傍聴については、久喜市教育委員会傍聴人規則（平成22年久喜市教育委員会規則第3号。以下「傍聴人規則」という。）の規定の例による。この場合において、同規則の規定中「教育長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。	久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱 （設置） 第1条 久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置を推進し、もって学校教育の充実を図ることを目的として行う学校統廃合に伴って新たに設置する学校（以下「新校」という。）に関する基本的な事項について検討するとともに、新校の開校準備を円滑に行うため、新校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。 （会議の傍聴） 第7条 会議の傍聴については、久喜市教育委員会傍聴人規則（平成22年久喜市教育委員会規則第3号。以下「傍聴人規則」という。）の規定の例による。この場合において、同規則の規定中「教育長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
(対象者) 第3条 補助金の交付の対象となる施設等利用給付認定保護者（以下「対象者」という。）は、当該対象者に係る施設等利用給付認定子どもが、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(3) 略 (4) 市町村民税所得割合算額が77,100円以上の世帯に属する第3子以降(同一世帯に小学校(義務教育学校の前期課程を含む。))3年生以下の児童が2人以上いる場合、最年長の児童から順に3人目以降の者という。)である者 2 略	(対象者) 第3条 補助金の交付の対象となる施設等利用給付認定保護者（以下「対象者」という。）は、当該対象者に係る施設等利用給付認定子どもが、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(3) 略 (4) 市町村民税所得割合算額が77,100円以上の世帯に属する第3子以降(同一世帯に小学校_____3年生以下の児童が2人以上いる場合、最年長の児童から順に3人目以降の者という。)である者 2 略

久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱</u> （趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校に</u>通学するためのスクールバス（以下単に「スクールバス」という。）の運行及び利用に関して必要な事項を定めるものとする。 （利用対象者） 第3条 スクールバスを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒とする。 （1）<u>久喜市立学校設置条例（平成22年久喜市条例第86号）別表第1から別表第3までに</u>規定する学校に通学している児童生徒 （2）<u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第18号）別表第1又は別表第2に規定する通学区域のうち、学校統廃合に伴って通学する学校の所在地が変更された地域に居住している児童生徒</u> （3） 次のいずれかに該当する児童生徒 ア 片道の通学距離が、<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）</u>においてはおおむね3キロメートル、<u>中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）</u>においてはおおむね5キロメートルを超える児童生徒 徒	<u>久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱</u> （趣旨） 第1条 この告示は、<u>久喜市立小・中学校</u>に通学するためのスクールバス（以下単に「スクールバス」という。）の運行及び利用に関して必要な事項を定めるものとする。 （利用対象者） 第3条 スクールバスを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒とする。 （1）<u>久喜市立学校設置条例（平成22年久喜市条例第86号）別表第1又は別表第2</u>に規定する学校に通学している児童生徒 （2）<u>久喜市立小・中学校通学区域に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第18号）別表第1又は別表第2に規定する通学区域のうち、学校統廃合に伴って通学する学校の所在地が変更された地域に居住している児童生徒</u> （3） 次のいずれかに該当する児童生徒 ア 片道の通学距離が、<u>小学校</u>においてはおおむね3キロメートル、<u>中学校</u>においてはおおむね5キロメートルを超える児童生徒 徒

イ・ウ 略

イ・ウ 略

様式第1号（第5条関係）

スクールバス利用に関する届出書

年 月 日

久喜市立

学校長 あて

保護者 住 所

氏 名

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

住 所	久喜市		
児童生徒氏名		電話番号	
学校名	学校	(新) 学年	年
利用路線		乗降場所	
利用の有無 ※いずれかに○	利用する ・登下校とも ・登校のみ ・下校のみ	利用しない	
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
備 考	※「登校のみ・下校のみ」を選択した場合は、理由もご記入ください。		

※スクールバス運行業務の受注者に対しては、上記のうち必要な内容について、
運行管理に利用するため情報提供いたしますので、ご了承ください。

※対象の児童生徒が複数いる場合は、1人につき1枚ご提出ください。

※自宅から乗降場所までの経路図を添付してください。

様式第1号（第5条関係）

スクールバス利用に関する届出書

年 月 日

久喜市立

学校長 あて

保護者 住 所

氏 名

久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

住 所	久喜市		
児童生徒氏名		電話番号	
学校名	学校	(新) 学年	年
利用路線		乗降場所	
利用の有無 ※いずれかに○	利用する ・登下校とも ・登校のみ ・下校のみ	利用しない	
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
備 考	※「登校のみ・下校のみ」を選択した場合は、理由もご記入ください。		

※スクールバス運行業務の受注者に対しては、上記のうち必要な内容について、
運行管理に利用するため情報提供いたしますので、ご了承ください。

※対象の児童生徒が複数いる場合は、1人につき1枚ご提出ください。

※備考欄に自宅から乗降場所までの経路図（別紙可）を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

スクールバス利用変更・辞退届出書

年 月 日

久喜市立

学校長 あて

保護者 住 所

氏 名

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

住 所	久喜市		
児童生徒氏名		電話番号	
学校名	学校	(新) 学年	年
利用路線		乗降場所	
変更又は辞退 する内容 ※いずれかに○	利用を変更する (年 月 日から) ・登下校とも ・登校のみ ・下校のみ	利用をやめる (年 月 日から) ・登下校とも ・登校のみ ・下校のみ	
備 考	※変更等の理由をご記入ください。		

※スクールバス運行業務の受注者に対しては、上記のうち必要な内容について、
運行管理に利用するため情報提供いたしますので、ご了承ください。

※対象の児童生徒が複数いる場合は、1人につき1枚ご提出ください。

※自宅から乗降場所までの経路図を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

スクールバス利用変更・辞退届出書

年 月 日

久喜市立

学校長 あて

保護者 住 所

氏 名

久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

住 所	久喜市		
児童生徒氏名		電話番号	
学校名	学校	(新) 学年	年
利用路線		乗降場所	
変更又は辞退 する内容 ※いずれかに○	利用を変更する (年 月 日から) ・登下校とも ・登校のみ ・下校のみ	利用をやめる (年 月 日から) ・登下校とも ・登校のみ ・下校のみ	
備 考	※変更等の理由をご記入ください。		

※スクールバス運行業務の受注者に対しては、上記のうち必要な内容について、
運行管理に利用するため情報提供いたしますので、ご了承ください。

※対象の児童生徒が複数いる場合は、1人につき1枚ご提出ください。

※備考欄に自宅から乗降場所までの経路図（別紙可）を添付してください。

久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
(設置) 第2条 教育委員会は、<u>久喜市立小学校、中学校又は義務教育学校の学区（久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第18号）第1条に規定する学区をいう。以下同じ。）</u>ごとに推進員を置くことができる。 2 略 (活動) 第3条 推進員は、法第9条の7第2項に規定するもののほか、次に掲げる活動を行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>学校運営協議会（久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校運営協議会に関する規則（平成28年久喜市教育委員会規則第3号）第3条の規定により設置された協議会をいう。）</u>その他の関係機関との連携調整に関する活動 (4) 略	(設置) 第2条 教育委員会は、<u>久喜市立小学校又は久喜市立中学校の学区（久喜市立小・中学校通学区域に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第18号）第1条に規定する学区をいう。以下同じ。）</u>ごとに推進員を置くことができる。 2 略 (活動) 第3条 推進員は、法第9条の7第2項に規定するもののほか、次に掲げる活動を行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>学校運営協議会（久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則（平成28年久喜市教育委員会規則第3号）第3条の規定により設置された協議会をいう。）</u>その他の関係機関との連携調整に関する活動 (4) 略